

「一宮西港道路計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

一宮西港道路（以下「本事業」という。）は、国土交通省中部地方整備局が概略計画を検討している、愛知県一宮市から弥富市に至る延長約 30km の区間で 4 車線以上の道路が整備される事業である。本事業は、速達性、定時性の向上による物流活動の支援、災害発生時における信頼性の高い道路ネットワークの強化、土地利用の高度化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方都市の形成を目的に計画されている。

本配慮書では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）において、西尾張・海部地域東部の高速アクセス性に優れ、東海北陸自動車道から名古屋港までを最短距離で接続するルート（以下「案①」という。）、西尾張・海部地域の高速アクセス性等において地域全体の均衡がとれるルート（以下「案②」という。）、西尾張・海部地域西部の高速アクセス性に優れるルート（以下「案③」という。）の 3 つの案が設定されている。

想定区域及びその周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「住居等」という。）が多数存在している。案①及び案③については、特に住居等が多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響がより懸念される。

また、想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているイタセンパラ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 2 回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生が存在していることに加え、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等が存在しており、動植物及び生態系への影響が懸念される。

並びに、想定区域及びその周辺には、上水道の取水源である井戸が存在しているほか、本事業はラムサール条約湿地に登録されている藤前干潟等に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う土砂及び濁水の流出、地下水等の水量の減少又は枯渇等の水環境への影響が懸念される。

くわえて、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和 6 年 8 月閣議決定）において、建設混合廃棄物の発生量の低減や再資源化を促進する措置を講ずることで、最終処分される建設廃棄物の量を低減することとされており、本事業の実施に伴い発生する廃棄物及び建設発生土についても発生量の抑制及び再資源化を促進し、サーキュラーエコノミーへの移行に資する事業計画とすることが重要である。

その上、「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月閣議決定）に示される 2030 年度、2035 年度及び 2040 年度の温室効果ガス排出量の削減目標（以下「削減目標」という。）の達成並びに 2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、「地球温暖化対策計画」等

を踏まえつつ、本事業においても脱炭素化に資する取組を進めていく必要がある。

さらに、令和7年4月に成立した道路法等の一部を改正する法律（令和7年法律第22号。以下「改正道路法」という。）において、道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮することを盛り込んだ基本理念が創設されたところである。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、「2. 各論」での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。

ア. 住居等

イ. 主要な河川、取水源、生物多様性の観点から重要度の高い海域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約湿地

ウ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林

エ. 鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等

(2) 環境影響評価の項目の選定等

本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

また、今後、本事業において、一宮西港道路への連絡道路等が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路等の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。

2. 各論

(1) 大気環境

想定区域及びその周辺には、住居等が多数存在しており、案①及び案③については、特に住居等が多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響がより懸念される。このため、詳細

なルート上の位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、工事中及び供用後における大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。

(2) 水環境

想定区域及びその周辺には、上水道の取水源である井戸が存在しているほか、本事業は、ラムサール条約湿地に登録されている藤前干潟等に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルート上の位置及び構造を検討することにより、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施すること。

(3) 動植物及び生態系

想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイタセンパラ、「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月環境省)に絶滅危惧ⅠA類として掲載されているニッポンバラタナゴ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、自然公園法及び三重県立自然公園条例に基づき指定されている水郷県立自然公園、鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等が存在している。さらに、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に抽出されている「木曾三川合流域の河川・水路およびため池群」が想定区域に含まれている可能性がある。このため、詳細なルート上の位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。

(4) 廃棄物等

ア 廃棄物について

本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。

イ 建設発生土について

本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルート上の位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の

発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。

(5) 温室効果ガス

今後の事業計画の具体化に当たっては、削減目標の達成や2050年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、GX建設機械の認定に関する規定（令和5年10月国土交通省）に基づき認定されたGX建設機械等の省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討すること。また、今後、道路管理者が改正道路法に基づく道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施すること。